

## 国民健康保険における健康保険証廃止後の被保険者資格確認について

### 1 健康保険証の廃止

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、施行日である令和6年12月2日から健康保険証が廃止となり、新規発行はできなくなる。

### 2 健康保険証の廃止後の資格確認【令和6年12月2日以降】

マイナンバーカード健康保険証を持っている方
<p>(1) マイナンバーカードによるオンライン資格確認 マイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となる。</p> <p>(2) 有効な健康保険証による資格確認 上記(1)のとおり、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本だが、有効な健康保険証提示の場合においても、医療機関等での受診は可能である。</p>
マイナンバーカード健康保険証を持っていない方
<p>(1) 有効な健康保険証による資格確認 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、その時点から最長1年間使用することができる経過措置が設けられているが、現在、その有効期限について、県内全市町村の統一を含め、協議している。</p> <p>(2) 資格確認書による資格確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年12月2日時点で有効な健康保険証の有効期間が到来した場合や転職・転居等により保険者を異動した場合には、発行済みの健康保険証は無効となる。</li> <li>このため、<u>健康保険証無効後は、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により資格確認をする。</u></li> <li>原則、本人の申請に基づき交付することになるが、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等には、本人の申請によらず交付する。</li> <li>なお、資格確認書の様式（別添1カード型）や有効期限等についても、県内全市町村で統一し広域的に取り扱うことについて、県内市町村で構成された「国民健康保険料（税）水準の統一に向けた事務標準化ワーキンググループ」等を活用し、協議を行う予定となっている。</li> </ul>
オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関での資格確認
<p>令和6年12月2日の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード（マイナンバーカード健康保険証）を保有している方が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得や70歳以上の負担割合の変更時に交付する「資格情報のお知らせ（別添2）」は、オンライン資格確認の義務対象外の医療機関等において、マイナンバーカード健康保険証と合わせて提示することで受診が可能となる。</p>

### 3 その他（加入者情報の通知）

- 令和6年度の春以降、国からの依頼により、原則、全ての被保険者に対して、健康保険証を更新する等の際に、オンライン資格確認等システムに登録されているマイナンバーの下4桁の情報（加入者情報のお知らせ:別添3）を通知することとなった。
- 青森市においては、令和6年8月の健康保険証一斉更新の際にお知らせする予定である。